

等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の  
一部を改正する規則

等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則（平成28年人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項の表中 「館長代理の職務」を「場長代理の職務」に、「東百舌鳥  
総括研究員の職務」を「総括研究員の職務」に、「東百舌鳥  
館長代理の職務」を「場長代理の職務」に、

「八田荘公民館長の職務」を「福泉公民館長の職務」に、「子どもの未来応援室長」を  
「錦西公民館長の職務」に、「子どもの未来応援室長」を  
「平和と人権資料館長の職務」に、

「こどもの未来応援室長」を「こども相談所次長」に、「こども相談所次長」を「こども相談所次長」に、  
「一時保護所長の職務」を「一時保護所長の職務」に、「地域整備事務所  
ノバージョン投資促進室長の職務」を「地域整備事務所長の職務」に、「東保健センター所長の職務」を「東  
保健センター所長の職務」に、「政策推進室長の職務」を「東  
保健センター所長の職務」に、「学校改革推進室長の職務」を「学校改革推進室長  
学校ICT化推進室長の職務」に、

「市長公室長の職務」を「市長公室長の職務」に、「こども相談所長」を「こども相談所長」に、  
「教育次長の職務」を「教育次長の職務」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和8年4月1日から適用する。